

盛岡広域振興局長告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

令和4年8月30日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

- 1 路線名 不動矢巾停車場線
- 2 供用開始の区間 紫波郡矢巾町大字南矢幅第7地割370番地先から紫波郡矢巾町駅東一丁目2番1号地先まで
- 3 供用開始の期日 令和4年8月30日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - (1) 場所 盛岡広域振興局土木部
 - (2) 期間 令和4年8月30日から同年9月30日まで